

令和5年8月30日

令和5年 第2回
組合議会（定例会）会議録

令和5年8月30日（水）南河内環境事業組合議会第2回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	辻	本	馨
2	番	議	員	堀	川	和彦
3	番	議	員	奥	井	良一
4	番	議	員	駄	場	中
5	番	議	員	土	井	昭
6	番	議	員	久	山	佳世子
7	番	議	員	花	田	全史
8	番	議	員	酒	本	千紘
9	番	議	員	村	山	理恵
10	番	議	員	堀	辺	まゆみ
11	番	議	員	南	齋	哲平
12	番	議	員	今	城	克久
13	番	議	員	福	田	太郎
14	番	議	員	藤	浦	稔

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	吉	村	善	美						
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明				
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人				
副	管	理	者	河	南	町	長	森	田	昌	吾						
副	管	理	者	太	子	町	長	田	中	祐	二						
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	南	本	斎					
副	管	理	者	副	市	長	富	田	林	市	副	市	長	谷	口	勝	久
監	査	委	員					遠	藤		忍						

事務局	事務局長	西尾順治
事務局	事務局理事兼総務企画課長（会計管理者）	
		浅川浩
事務局	第2清掃工場長	辻彰
書記	総務企画係長	石橋尚人

議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号
管理者の異動について
- 日程第4 報告第3号
副管理者及び副管理者副市長の異動について
- 日程第5 報告第4号
組合議会議員の異動について
- 日程第6 同意案第1号
南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 承認第7号
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第8 議案第4号
南河内環境事業組合ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号
南河内環境事業組合し尿処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号

令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）

日程第11 監査報告第2号

例月出納検査の結果報告について

（令和4年度 1月・2月・3月・4月・5月分）

（令和5年度 4月・5月・6月分）

日程第12 認定第1号

令和4年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について

(開会 午後4時20分)

議長（堀川和彦）

定刻となりました。

全員協議会に引き続きご出席を頂きまして、ありがとうございます。着座にて進めさせていただきます。

只今の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、只今から、令和5年第2回南河内環境事業組合議会定例会を開会致します。

それでは、議事に入ります前に、管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

それでは、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第2回南河内環境事業組合議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用にもかかわりませず、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、現在の組合におけます、ごみ処理・し尿処理につきましては、住民の皆様方にとりまして、1日も欠かすことのできない生活基盤でありますので、組合と致しましても、安定した施設運営に努めているところでございます。引き続き、理事者及び職員が一丸となって、適正な廃棄物処理を心がけて参りますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、今議会にご提案申し上げます案件でございますが、人事案件の異動報告が3件、公平委員会委員の同意案件が1件、条例の一部改正等が3件、補正予算が1件、例月出納検査の結果報告が1件、令和4年度一般会計の決算認定が1件の、計10件でございます。

各案件につきましては、後ほどそれぞれ提案説明を申し上げますので、よろしくご審議頂きまして、原案どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（堀川和彦）

ありがとうございました。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

南齋委員長。

議会運営委員長（南齋哲平）

先ほど開催されました議会運営委員会におきまして、第2回定例会に付議される案件につきまして了承されましたので、ご報告申し上げます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続きまして、日程第3、報告第2号から、日程第12、認定第1号までの10件でございます。

以上で報告を終わらせて頂きます。

議長（堀川和彦）

これをもって、議会運営委員長の報告を終結致します。

それでは、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。本件は、会議規則第81条の規定により、議長において指名を致します。13番議席の福田太郎議員、14番議席の藤浦稔議員の両議員にお願いを致します。よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

お諮りします。会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ありがとうございます。

次に、日程第3、報告第2号、管理者の異動についてを議題と致します。

報告を求めます。

もとい、時間が時間でございますので、お諮りを致します。会議時間については、会議規則第9条第1項により午後5時までと規定されております。つきましては、会期が本日1日のため、議事運営の都合上、会議時間を延長することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長致します。

元に戻らせて頂きます。日程第3、報告第2号、管理者の異動についてを議題と致します。

報告を求めます。

島田副管理者。

副管理者（島田智明）

只今、上程されました報告第2号、管理者の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本組合の管理者であります富田林市長、吉村善美氏におかれましては、本年4月30日をもって任期満了となりましたが、同月23日執行の市長選挙で再選され、引き続き5月1日から富田林市長の職に就かれ、5月15日開催の組合理事者会議におきまして、組合規約第10条第2項に基づき、吉村市長が引き続き組合の管理者に選出されたのであります。

吉村管理者の住所及び生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

なお、吉村管理者には、引き続き益々のご活躍をお願い申し上げ、ここに異動のありましたことをご報告申し上げます。

議長（堀川和彦）

ありがとうございました。只今の管理者の異動につきましては、組合格約第10条各項の規定によるものでございます。

次に、日程第4、報告第3号、副管理者及び副管理者副市長の異動についてを議題と致します。

報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

只今、上程されました報告第3号、副管理者及び副管理者副市長の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書2頁をお願い致します。

まず、本組合副管理者であります大阪狭山市長、古川照人氏におかれましては、任期満了に伴う同市長選挙の結果、本年4月27日に大阪狭山市長に引き続き就任されましたので、組合格約第10条第3項に基づき、同日付で組合副管理者にも就任されたものでございます。

また、本組合の副管理者副市長でありました前富田林市副市長の置田保巳氏におかれましては、本年6月13日に退任され、後任と致しまして、同市議会定例会にてご同意のありました谷口勝久氏が、6月14日に富田林市副市長に就任されましたので、組合格約第10条第3項に基づき、同日付で組合副管理者副市長に就任されたものでございます。

なお、置田前副管理者副市長には、これまでのご労苦に深謝致しますとともに、古川副管理者、谷口副管理者副市長には、今後のご活躍をお願い申し上げます。ここに異動のありましたことをご報告申し上げます。

議長（堀川和彦）

ありがとうございました。只今の副管理者及び副管理者副市長の異動につきましては、組合格約第10条第3項の規定によるものでございます。

次に、日程第 5、報告第 4 号、組合議会議員の異動についてを議題と致します。

報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

只今、上程されました報告第 4 号、組合議会議員の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書 3 頁をお願い致します。

まず、富田林市選出議員の異動でございます。本年 4 月 30 日付け任期満了に伴い、5 月 17 日の臨時市議会におきまして、酒本千紘議員、村山理恵議員、堀辺まゆみ議員、南齋哲平議員、今城克久議員が組合議会議員に選出されております。

次に、議案書 4 頁をお願い致します。

河内長野市選出議員の異動でございますが、前任者の辞職に伴い、6 月 26 日の市議会定例会におきまして、奥井良一議員、駄場中大介議員が選出されております。

次に、大阪狭山市選出議員の異動でございます。

本年 4 月 30 日付け任期満了に伴い、5 月 16 日の市議会定例会 5 月開会議会におきまして、久山佳世子議員、花田全史議員が、組合議会議員に選出をされております。

それぞれのご住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員には、これまでのご労苦に深謝致しますとともに、新たに就任されました方々におかれましては、今後のご活躍をお願い申し上げます、ここに異動のありましたことを、ご報告申し上げます。

議長（堀川和彦）

ありがとうございました。今回、新たに選出されました議員の議席は、会

議規則第4条の規定に基づき、議長のほうで決めさせていただきます。

3番議席に奥井良一議員、4番議席に駄場中大介議員、6番議席に久山佳世子議員、7番議席に花田全史議員、8番議席に酒本千紘議員、9番議席に村山理恵議員、10番議席に堀辺まゆみ議員、11番議席に南齋哲平議員、12番議席に今城克久議員、以上のおりと致します。

次に、日程第6、同意案第1号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

只今、上程されました同意案第1号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書5頁をお願い致します。

本組合公平委員会委員につきましては、6市町村により共同設置されました南河内広域公平委員会の委員3人を同じく選任致しておりますが、そのうち北川和郎氏におかれましては、3月31日をもって退任され、後任の委員として、菅勉氏が、4月1日から就任されておられますことから、本組合におきましても、人事行政に関して識見が高く、経験豊富な同氏を適任と認め、新たに選任致したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

菅氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。なお、任期につきましては、4年間となります。以上をもちまして、提案理由のご説明とさせていただきます。何とぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

提案理由の説明が終わりました。本案についてのご質問、ご意見併せてお受け致します。

(質疑なし。)

よろしいですか。ないようでございます。これより同意案第1号を採決致します。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第1号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、日程第7、承認第7号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長(西尾順治)

只今、上程されました職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書6頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員の定年が国家公務員と同様に令和5年度から延長されることに伴い、定年引き上げ後の給料を定年前の給料の7割とする措置について規定するため、改正を行うものでございます。なお、管理市であります富田林市におかれましても、関係条例を改正されま

したので、本組合も同様に取り扱い致したく、地方自治法第179条第1項の規定により、3月22日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、本日ここにご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

次に、内容でございますが、議案書の7頁をお願い致します。

第1条に降給の文言を追加し、職員の意に反する分限処分として、降給に関する手続及び効果に関して規定し、附則第2条降給に関する経過措置を新たに規定し、定年引き上げ後の給料を定年前の給料月額7割水準となる措置を本人の意に反する降給処分とし、当該措置を受ける職員には規則で定めるところにより、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うことを定めるものでございます。

以上で、承認第7号の提案の理由並びに内容のご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし。）

よろしいですか。これをもって、質疑を終結致します。

それでは、承認第7号についての討論に入ります。

これをもって討論を終結致します。

これより、承認第7号を採決致します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、議案第4号、南河内環境事業組合ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長（西尾順治）

只今、上程されました議案第4号、南河内環境事業組合ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の8頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、ごみ処理施設整備基金における基金の処分に関する要件を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、議案書9頁をお願い致します。

第2条の見出し及び第5条中の文言を整理し、基金において処分ができる要件と致しまして、整備事業、整備に関する事業、整備による地方債の償還金に要するものとして基金の全部又は一部を処分することができるよう改正するものでございます。

以上で、議案第4号の提案の理由並びに内容のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし。）

これをもって、質疑を終結致します。

それでは、議案第4号についての討論に入ります。

これをもって討論を終結致します。

これより、議案第4号を採決致します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、南河内環境事業組合ごみ処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第5号、南河内環境事業組合し尿処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長（西尾順治）

只今、上程されました議案第5号、南河内環境事業組合し尿処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の10頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、し尿処理施設整備基金における基金の処分に関する要件を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、議案書11頁をお願い致します。

第2条の見出し及び第5条中の文言を整理し、基金において処分ができる要件と致しまして、整備事業、整備に関する事業、整備による地方債の償還金に要するものとして基金の全部又は一部を処分することができるよう改正

するものでございます。

以上で、議案第5号の提案の理由並びに内容のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし。）

質疑がないようでございますので、討論を行います。

これをもって討論を終結致します。

これより、議案第5号を採決致します。

本案につきましては、し尿処理に関する事件であることから、組合規約第9条、特別議決の規定に基づき、まず、河内長野市を除く5団体の議員の皆様にお諮りを致します。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。続きまして、全団体の議員の皆様にお諮り致します。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、南河内環境事業組合し尿処理施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり

可決されました。

次に、日程第10、議案第6号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長（西尾順治）

只今、上程されました議案第6号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書の13頁をお願い致します。

提案の理由でございますが、本年4月1日付人事異動等に伴います職員人件費の補正、及び債務負担行為補正をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,215万7千円とするものでございます。

また、第2条では、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳出をご説明させていただきます。議案書の22頁、23頁をお願い致します。

事項別明細書の歳出ですが、まず、上の表、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費は、事務局、総務企画課職員の人事異動等に伴う人件費補正等で、312万4千円の減、補正後の額6,982万1千円としております。補正の内訳は、右頁、それぞれご覧の金額でございます。

下の表でございますが、款3.衛生費、項1.ごみ処理費、目1.第1清掃工場業務管理費は、第1清掃工場の人事異動等に伴います人件費補正821万円の増額で、補正後の額8億2,190万5千円としております。内訳は説明欄のとおりでございます。

次の、24頁、25頁をお願い致します。

上の表、目2. 第2清掃工場業務管理費は、第2清掃工場の人事異動等に伴います人件費補正393万2千円の減額で、補正後の額7億2,446万7千円としております。内訳は説明欄のとおりでございます。

下の表、款3. 衛生費、項2. し尿処理費、目1. 資源再生センター業務管理費は、資源再生センターの人事異動等に伴う人件費補正268万8千円を減額し、退職手当基金に積み立てをするものでございます。

次の26、27頁は公債費でございますが、起債の借入利率の確定等に伴い、ごみ処理関係の元金償還金及び利子償還金をそれぞれ補正するものでございます。

続きまして歳入のご説明を申し上げます。

議案書、頁戻って頂きまして、20頁、21頁をお願い致します。

今回の補正に要します財源と致しましては、上の表ですが、款5. 繰入金、項1. 基金繰入金、目2. 退職手当積立基金繰入金から補正額9万9千円とその下の表、款6. 項1. 目1. 繰越金におきまして、補正額105万5千円、前年度繰越金の計上によるものでございます。

歳入歳出予算補正の説明は以上で、次に、債務負担行為補正につきまして、ご説明申し上げます。議案書戻って頂きまして、16頁・17頁をお願い致します。

第2表、債務負担行為補正、1. 追加の場合でございますが、事項と致しまして、1. 残滓運搬処理業務、期間は、契約締結日から期間満了まで、限度額は1億8,155万6千円と定めるものでございます。

この残滓運搬処理業務でございますが、第1、第2清掃工場から出る焼却灰等をフェニックス埋立処分場などに運搬処理する業務で、業務期間3年をもって実施しておりますが、原契約が今年度末をもって契約期間が満了となります。

つきましては、来年4月から業務期間3か年分の業務の入札を実施するにあたりまして、落札者が、焼却灰、汚水等の飛散防止のダンプの改造を行う

にあたり、その期間が3か月必要でございますので、4月1日の業務開始に備えまして、事前に入札を実施すべく、債務負担行為を計上させて頂くものでございます。債務負担行為補正は以上でございます。

以上が、補正予算の内容でございますが、28頁から37頁は、給与費明細書となっております。恐れ入りますが、ご覧を頂きまして説明は省略をさせて頂きます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明とさせて頂きます。よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

提案理由の説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし。）

よろしいですか。これをもって質疑を終結致します。

それでは、議案第6号についての討論に入ります。

これをもって討論を終結致します。

これより、議案第6号を採決致します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第11、監査報告第2号、例月出納検査の結果報告についてを議題と致します。

監査委員の報告を求めます。

遠藤監査委員。

監査委員（遠藤忍）

只今、上程されました監査報告第2号、例月出納検査の結果報告につきまして、ご報告申し上げます。

令和4年度1月分から5月分及び令和5年度4月分から6月分の出納状況につきまして、各月分ごとに、それぞれ出納検査を実施致しましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここにご報告申し上げます。以上でございます。

議長（堀川和彦）

報告が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし。）

質疑がないようでございますので、本件については終結致します。

次に、日程第12、認定第1号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川会計管理者。

会計管理者（浅川浩）

只今、上程されました認定第1号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

議案書につきましては、59頁以降でございます。

なお、その内容の説明に入ります前に、令和4年度のごみ・し尿の搬入状況及び処理経費の状況について、簡単にご説明申し上げます。

まず、令和4年度のごみの搬入状況でございますが、第1清掃工場基幹的設備改良事業により柏羽藤環境事業組合へ搬入した量1,029トンを含めまして、6市町村から年間7万9,657トンの搬入で、前年度に比べ1,878トンの減、2.30%の減となっております。また、し尿の搬入状況につきましては、5市町村から年間2万2,218キロリットルの搬入で、前年度に比べ256キロリットルの減、1.14%の減となっております。

次に、処理経費の状況でございますが、ごみ処理では、経常経費及び投資的経費を含めまして18億4,721万5千円で、処理対象人口一人当たりの負担額は6,186円でございます。

また、し尿処理では、経常経費及び投資的経費を含めまして2億7,501万3千円で、処理対象人口一人当たり1万5,348円の負担額となっております。

それでは、決算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。議案書62頁、63頁をお願い致します。

決算書の歳入でございますが、款1. 分担金及び負担金から、款8. 組合債までの歳入科目となっております、それぞれの金額はご覧のとおりでございます。最下段、歳入合計でございますが、予算現額22億1,832万8千円に対しまして、調定額・収入済額とも22億2,004万1,538円、不納欠損額及び収入未済額ともございませんので、予算現額と収入済額との比較は171万3,538円でございます。

次に、64頁、65頁をお願い致します。

歳出でございますが、款1. 議会費から、款5. 予備費までの歳出科目となっております、金額はご覧のとおりでございます。

最下段、歳出合計の欄でございますが、予算現額22億1,832万8千円に対しまして、支出済額21億2,222万7,593円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、いずれも9,610万407円となっております。

なお、64頁、欄外下、歳入歳出差引残額は9,781万3,945円でご

ざいます。

次に、詳細をご説明申し上げます。

66頁、67頁をお願い致します。この頁から、決算事項別明細書の歳入となります。

説明につきましては、前年度数値の記載はございませんが、前年度と比較をしながらご説明を申し上げます。

まず、表の上から、款1. 分担金及び負担金、これは、関係市町村からご負担頂いている収入でございますが、右頁の表の左から3列目、収入済額の欄でございますが、18億6,993万748円で、前年度に比べ記載はございませんが1,106万2,027円の減、0.6%減で、各市町村のご負担を軽減させて頂いております。

次に、頁下の方でございますが、款2. 使用料及び手数料では右頁の収入済額9,016万5,340円で、前年度に比べ319万5,842円の増、3.7%の増でございます。行政財産使用料及び一般持込ごみ処理手数料の収入増でございます。

次の68頁、69頁をお願い致します。表のやや上、款3. 国庫支出金の収入済額148万5,000円で、前年度に比べ5億5,745万1,000円の減、99.7%の減でございます。国からの建設事業費補助金として、前年度に第2清掃工場、資源再生センターの当該事業が完了したことと本年度1年目の第1清掃工場の当該事業の進捗がほとんどなかったことから、令和4年度は大幅な減となっております。

次に、款4. 財産収入でございますが、収入済額330万3,678円で、前年度に比べ96万2,219円の減、22.6%の減でございます。基金運用による利子収入の減、また廃材等売払収入の減が主な要因でございます。

次に、表の下の方、款5. 繰入金でございますが、収入済額7,171万5,952円で、前年度に比べ1億5,386万4,689円の減、68.2%の減でございます。施設整備積立基金、また、退職手当積立基金の取崩金の減でございます。

次に、70頁、71頁をお願い致します。

款6. 繰越金ですが、収入済額1億4,178万1,877円で、前年度に比べ1,858万5,439円の増、15.1%の増でございます。前年度決算剰余金の増でございます。

次に、款7. 諸収入でございますが、収入済額95万8,943円で、前年度に比べ3,125万9,238円の減、97.0%の減でございます。これは、第1清掃工場粗大ごみ処理施設におきまして、本年度と前年度にも爆発事故等が発生致しておりますが、その市有物件災害共済金、いわゆる保険金の収入がございましたが、前年度の爆発事故の規模が大きかったことから、災害共済金の減となったものでございます。

次に、款8. 組合債でございますが、収入済額4,070万円で、前年度に比べ11億2,060万円の減、96.5%の減でございます。これは、前年度に発行致しました第2清掃工場及び資源再生センターの基幹的設備改良事業債の額が大きかったことから、今年度は大幅な減となったものでございます。

以上、最下段でございますが、歳入合計の収入済額は22億2,004万1,538円で、前年度に比べ18億5,341万7,892円の減、45.5%の減でございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。

72頁、73頁をお願い致します。

まず、款1. 議会費でございますが、議員報酬や需用費等の支出で、右頁の左から3列目、支出済額249万1,806円、記載はございませんが、前年度に比べ18万8,176円の増、8.2%の増となっております。需用費等の増でございます。

次に、款2. 総務費の支出済額は、7,103万4,251円で、前年度に比べ1,629万3,844円の減、18.7%の減となっております。退職手当の減等によるものでございます。総務費の内訳と致しましては、目1. 一般管理費、また、議案書74頁、75頁お願い致します。2段目の目2.

財産管理費、次の目 3 . 公平委員会費、目 4 . 監査委員費、目 5 . 環境啓発費となっております。

特に、環境啓発費におきましては、粗大ごみ処理施設の火災爆発事故が発生しておりますので、リチウムイオン電池等危険物混入防止の啓発物等を作成し、住民の方々に分別のご協力をお願いしているところでございます。

次に、その頁の表の下の方でございしますが、款 3 . 衛生費、項 1 . ごみ処理費の支出済額は 1 7 億 2 1 2 万 5 , 7 4 1 円で、前年度に比べ 1 0 億 3 , 4 0 8 万 3 7 7 円の減、 3 7 . 8 % 減となっております。減の要因は、令和元年度から 3 か年事業の第 2 清掃工場基幹的設備改良事業が前年度で完了したことや第 1 清掃工場粗大ごみ処理施設爆発事故復旧更新工事が前年度に完了したことより、今年度は大幅な減となっております。

なお、ごみ処理費と致しましては、目 1 . 第 1 清掃工場業務管理費、次の 7 6 頁、 7 7 頁をお願い致します。一番下の、目 2 . 第 2 清掃工場業務管理費、次の 7 8 頁、 7 9 頁をお願い致します。一番下の、目 3 . 財産管理費、次の 8 0 頁、 8 1 頁をお願い致します。真ん中やや上、目 4 . 残滓処理事業費、目 5 . シール印刷等業務管理費、目 6 . クレーンバケット取替事業費、最後に目 7 . 第 1 清掃工場基幹的設備改良事業費が、ごみ処理費の内容となっております。なお、第 1 清掃工場基幹的設備改良工事の令和 4 年度は、実施設計及び工事準備等を行っておりますことから、工事の進捗率は全体の 0 . 5 % 程度でございます。

次に、その表の下の方でございしますが、項 2 . し尿処理費では支出済額 2 億 6 , 4 3 0 万 2 , 1 6 8 円、前年度と比べ 8 億 3 , 3 2 5 万 6 , 4 8 6 円の減、 7 5 . 9 % の減で、令和 2 年度から 2 か年事業として実施致しました資源再生センター基幹的設備改良事業の前年度完了に伴う減等でございます。なお、し尿処理費は、目 1 . 資源再生センター業務管理費、次の 8 2 頁、 8 3 頁をお願い致します。下の方、目 2 . 財産管理費の内容となっております。

次に、 8 4 頁、 8 5 頁をお願い致します。

款 4 . 公債費の支出済額は 8 , 2 2 7 万 3 , 6 2 7 円、前年度と比べ 7 , 3

99万2,571円の増、893.5%の増となっております。これは、令和2年度の第1清掃工場火災事故復旧更新事業に伴う地方債の元金償還が始まることなどから大幅な増となっております。

次に、款5. 予備費の支出はございませんでした。

表の最下段のところでございますが、歳出合計の支出済額は21億2,222万7,593円で、前年度より18億944万9,960円の減、46.0%の減でございます。

続きまして、87頁をお願い致します。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額22億2,004万1,000円、2. 歳出総額21億2,222万8,000円で、3. 歳入歳出差引額は9,781万3,000円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5. 実質収支額は歳入歳出差引額と同額の9,781万3,000円でございます。6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、88頁、89頁をお願い致します。

財産に関する調書でございますが、公有財産の土地及び建物の決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高はご覧のとおりでございます。

次に、90頁、91頁をお願い致します。

2. の物品でございますが、取得価格、又は評価額がおおむね10万円以上の物品につきましても、いずれも、ご覧のとおり決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高はご覧のとおりでございます。

92頁をお願い致します。

3. 基金の状況と致しまして、表の右端、決算年度末現在高でございますが、施設整備積立基金のごみ処理では20億924万4,673円、次の施設整備積立基金のし尿処理では8億1,120万2,339円、また、その下、退職手当積立基金では6,851万6,725円となっております。基金の合計金額は、ご覧のとおりでございます。

次の93頁をお願い致します。

主要な施策の成果でございます。ごみ・し尿の処理状況から、施設運営の状況などを記載させて頂いております。

次の、94頁、95頁をお願い致します。

第1表、令和4年度決算状況、その下、第2表、人口1人当たり性質別歳出負担額、次の96頁、97頁には、第3表、事業の概要を記載させて頂いております。ご覧を頂きまして、説明は省略をさせて頂きます。

以上、令和4年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算の説明とさせて頂きます。

何とぞ、よろしくご審議賜りまして、決算のご認定をお願い致します。

議長（堀川和彦）

続きまして、監査委員の意見を求めます。

遠藤監査委員。

監査委員（遠藤忍）

それでは、議案書57頁、58頁をお願い致します。

監査委員を代表して、令和4年度南河内環境事業組合一般会計決算及び基金運用状況審査の意見を申し上げます。

本年6月12日から6月21日に決算審査を実施致しましたところ、審査に付された令和4年度の一般会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び基金運用状況を示す書類等はいずれも地方自治法及び関係法令に基づいて作成され、決算の計数も関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、事務的取り扱いにつきましても正確に処理し、証拠書類等も整備されております。よって、令和4年度の決算書類は適正に処理されていることを、ここにご報告を申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い致します。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。歳入・歳出、一括して質疑をお受け致します。
駄場中議員。

4 番議員（駄場中大介）

よろしく申し上げます。私のほうから3点お願いしたいと思います。

1点目は、議会費の印刷製本費にあたるかと思われるのですが、今回、台風で議会が延期になりまして、議案書自体を新しく作り替えて頂いているのですけれども、それほど訂正しなければならない場所ってというのが全頁にわたるといわけではないので、例えばシールで対応するとか、例えばその頁だけを再発行するとか、そういう対応もあったのかなと思うのですが、その議案書の差し替えというのはいつでも起こりうることなので、一定の基準なり何なりというのは決めておられるのかどうか、なければこの際もう少し精査して考え直してもいいのかなと思っています。その点について、考えをお聞かせください。

それから2点目は、残滓運搬処理委託料になるかと思うのですが、この間、焼却灰をフェニックスへ運ぶダンプが、焼却灰を落としてしまうという事故がありましたけれども、その事故の詳細についてご報告頂きたいのと、再発防止やら、その契約している相手方との取り決め、そのへん再確認がどのように行われているのかご報告ください。

それから3点目は、前回、丹羽議員がお話しさせてもらったかと思うのですが、ごみシールのことですが、現在、1人世帯2人世帯、3人世帯4人世帯、5人世帯6人世帯ということで、段階的にシールの枚数を決めていると思うのですが、どうしても、1人世帯、3人世帯、5人世帯についてはシールが余り気味で、2、4、6の世帯についてはシールが足りないと、足りなくなり気味になるという声が、たくさんあります。基本的には市町村の対応と思うのですが、足並み揃えてそういう発行の仕方をされているということで、ぜひ、そのへん担当者も含めて検討して頂いたのかどうか、今後どのような取り組みになっていくのか、再度確認をさせて頂きたい

と思います。以上です。

議長（堀川和彦）

西尾局長。

局長（西尾順治）

それではお答えさせていただきます。

まず1点目、議案書の印刷の件でございますが、これにつきましてはですね、富田林市の法規のほうに確認させて頂きまして、議案書を再度差し替えるとういのが適切であろうというご見解を頂きましたので、そのとおりにさせて頂きました。

2点目も引き続いてよろしいでしょうか。残滓運搬のダンプの件ですけども、詳細を申し上げます。第2清掃工場の灰落下事故についてご報告させて頂きます。発生日時につきましては、令和5年4月27日午前7時30分頃発生しました。市道天野滝畑線の銚山橋から天滝橋の間で発生しております。午前8時5分に組合職員が、落下している焼却灰を発見しております。午前8時20分から焼却灰の回収作業を開始し、12時5分に作業を終了しております。また、直ぐに運搬経路上を職員にて確認したところ、その他の場所については、焼却灰の落下がなかったことを確認しております。

また、原因の誤認のより、翌日にも落下事故を発生させてしまっております。まことに申し訳ございませんでした。事故の概要でございますが、4月28日、場所については、滝畑方面から天野山第二トンネル方面T字路、国道170号線入口となります。午前8時頃、工場内での落下目撃報告を受け、運転手に確認したところ、先ほどの場所にて落下を現認したため、直ちに回収作業を開始し、午前10時頃に作業を終了しました。発生後、直ぐに発生場所までの経路を確認し、その他の場所での焼却灰の落下がないことを確認させて頂いております。なお、事故の発生については河内長野市へ報告して、5月10日までに第2清掃工場の地元地区、発生場所地区へのお詫びと報告

を行っております。

次に原因でございますが、ダンプの後部扉付近の鉄板が腐食により強度がない状態であったことによるものでございました。2回目の発生は、原因を鉄板の腐食による強度不足ではなく、ロックが十分にかかっていなかったと誤認したものであるものでございます。

対策と致しましては、後部扉の修理はもちろんのこと、ロック部、積み込んだ焼却灰の状態を中心に運搬時に確認する内容を主なものとする、焼却灰運搬時確認事項を定め、焼却灰運搬業務の重要性を再認識し、再発防止に努めて参ります。具体的には年1回の定期的な点検事項を定め、実施するように致します。以上でございます。

シールでございますが、シールの配布枚数につきましては市町村の条例により定められており、配布枚数を組合がお決めすることはできませんが、組合からご案内できることとしましては、まず分別リサイクルを推進してごみの減量にご協力頂きたいということとですね、清掃工場に搬入されるごみの形態も変わってまいりましたので、色々と清掃工場の現状につきまして関係市町村にもフィードバックさせて頂き、市町村が配布枚数を再検討される際にはですね、可能な限りご協力をさせて頂きたいと考えております。以上でございます。

議長（堀川和彦）

駄場中議員。

4番議員（駄場中大介）

まず1点目の、富田林市の法規がそのような見解、にわかに信じがたいですけれども、この製本そのものを全部差し替える必要があったのかということなんです。私も今、法規そのものが手元にないので、どうこう言えないのですけれども、もちろん間違いは河内長野市でもあるので、いろんなこと差し替えというのはたくさんあるのですけれども、差し替えなくてよい部分まで差し

替えているわけですから、その法の範囲内でばらして差し替えるとか、そんな方法もあったのかなと思いますので、そのへんを整理して検討して頂きたいなと要望しておきます。

焼却灰の件については、分かりました。

シールのことについては、もちろん、リサイクル、分別してごみを減らしていくことが一番大切なことだということは十分承知してはいますけども、ぜひ担当者会議の中で、そのような声がたぶん各市町村から出ていると思うので、ぜひそこは議論をして頂きたいというふうに思います。ある意味、ごみのシールが余ってきたらどんどん捨てればいいみたいなことになってはだめなので、ぜひ検討して頂きたいと思います。以上です。

議長（堀川和彦）

他にございますか。よろしいでしょうか。

これをもって質疑を終結致します。

それでは、認定第1号についての討論に入ります。

これにて討論を終結致します。

これより、認定第1号を採決致します。

認定第1号については、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和4年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、認定することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は、全部終了致しました。

それでは、閉会を前に、管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年度決算をはじめ、ご提案申し上げました案件につきまして、いずれも原案のとおりご賛同頂き、厚く御礼を申し上げます。

さて、本組合の、ごみ処理・し尿処理につきましては、住民の方々にとりまして、1日も欠かすことのできない生活基盤でありますので、組合と致しましても、安定した施設運営に努め、今後も、廃棄物処理を滞りなく行えるよう、万全を期して参りますので、引き続き、議員の皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

議長（堀川和彦）

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

まず最初に、夏風邪が長引いておりまして声がかれております。数々お聞き苦しい点があったことを、まずがお詫びしたいと思います。申し訳ございませんでした。

本日は、提出議案に対する慎重なご審議と議事進行へのご協力を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

残暑、厳しい時期でございます。議員の皆様におかれましては、健康には十分ご留意頂きまして、益々ご活躍されますことを心よりお祈り申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうも、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和5年第2回南河内環境事業組合議会定例会を閉会致します。

どうも、ありがとうございました。

（閉会 午後5時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 堀川 和彦

議 員 福田 太郎

議 員 藤浦 稔